

自動車臨時運行許可申請システムに係る共通化推進方針

令和8年6月8日決定
国土交通省・デジタル庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「自動車臨時運行許可申請システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を活用した自動車臨時運行許可申請のオンライン化

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

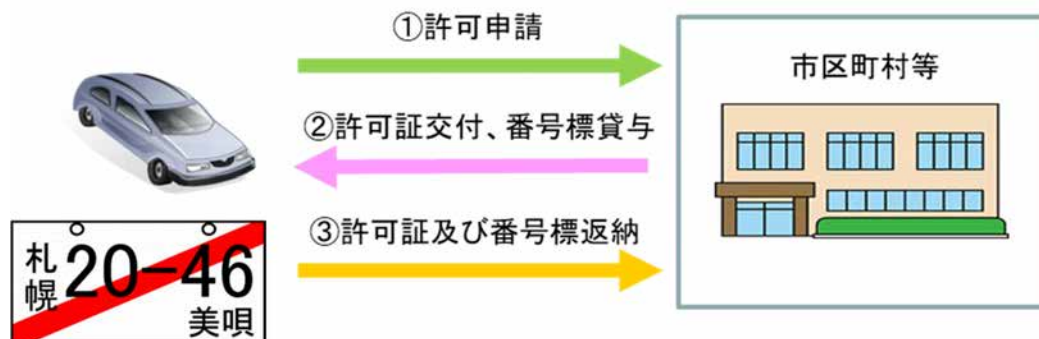
ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

臨時運行許可は検査・登録を受けていない自動車を一時的に運行の用に供するための手続きである。その許可は地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長が行うこととされており、主に市町村の窓口において取り扱われている。

許可を受けるためには、窓口申請書を提出した上で、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「自賠証」という。）及び許可の対象となる車両の情報を示す資料（車検証等）を提示する必要がある。

許可を受けた者は、臨時運行許可証（以下「許可証」という。）の交付及び臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与を受け、それらを自動車に表示した上で運行し、許可の有効期間が満了してから5日以内に許可証及び番号標を窓口に戻却する必要がある。



(イ) システムの導入状況

一部の市区町村では、マイナポータルサービス検索・電子申請機能（以下「ぴったりサービス※」という）やLogo form、e-tumoといった民間プラットフォーム等を用いたオンライン申請が可能となっている。

一方、様々のプラットフォームが存在するため、申請者が自治体ごとに申請システムを検索する必要が生じるほか、各申請サイト・システムの操作方法を覚える必要があり、ユーザーエクスペリエンス（以下「UX」という。）に課題がある。

また、市区町村においても各自でシステムを開発及び運用・保守するコストが生じているほか、制度改正があった場合はその都度各市区町村において申請システムの改修を行う必要があり、非効率的な運用となっている。

このような状況を受け、令和7年12月からマイナポータルにおいて、ぴったりサービスを用いたオンライン化に活用可能な「標準様式」を提供開始したところ。この標準様式の提供開始以降、ぴったりサービスを用いた電子申請に対応する市区町村は令和8年3月末時点で6団体と漸増している。

※ぴったりサービスは、令和8年10月以降次期オンライン申請サービスに移行します。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

ぴったりサービスによるオンライン申請の導入を促進することで、申請プラットフォームの共通化を図る。

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

オンライン申請のプラットフォームが共通化されることにより、自治体ごとに申請システムを検索する必要がなくなるとともに、それぞれのサイト・システムの操作方法を覚える必要がなくなる等UXの改善が図られる。加えて、マイナンバーカードを用いた入力補助により、申請フォームの作成負担が軽減される。

また、オンライン申請が未導入の自治体における申請のオンライン化が促進されることにより、オンライン申請が可能な者の範囲が拡大

する。

(イ) 行政の効率化

オンライン申請が未導入の市町村においては、ぴったりサービスを用いることにより、独自でシステムの開発及び運用・保守をせずとも申請のオンライン化を実現することが可能となる。また、標準様式を用いることにより、ぴったりサービス上の申請フォームを作成する作業が不要となることから、オンライン化の作業が大幅に軽減される。

既に独自のオンライン申請を導入済みの市町村においても、ぴったりサービスへ切り替えることにより、独自システムの調達や運用・保守のためのコストが不要となり、財政負担の軽減が図られる。

標準様式を用いたオンライン申請を導入している市町村においては、今後制度改正により申請書の記載事項や様式の修正等があった場合、当該制度改正の内容を国土交通省が標準様式に反映することによって、各自治体における修正作業が不要となり業務効率化が図られる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

ぴったりサービスを用いる場合、調整コストは発生しない。一方で、新たな共通システムを構築する場合などの他の共通化の手段を採った場合、システムの運用・保守のコストの負担割合の調整などが発生し、システムの開始が困難となる可能性がある。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

上記のとおり、ぴったりサービスを用いる場合はシステムの開発及び運用・保守のコスト及び調達作業が発生しない。このため、新たな共通システムの構築等他の共通化の手段と比較して、国及び地方のトータルコストが最小化されている。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。

そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。

また、各市町村の臨時運行許可業務担当部局宛てに、国土交通省及びデジ

タル庁の連名で事務連絡（令和7年12月18日付事務連絡「マイナポータル
の「ぴったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリース
について」）を発出したところである（別添参照）。

この事務連絡においては、ぴったりサービスに臨時運行許可申請の標準様
式をプリセットする旨を周知するとともに臨時運行許可のオンライン申請
における具体的な事務の運用や留意事項等について説明されているところ
であるが、国土交通省及びデジタル庁においては、本事務連絡の内容につい
て各自治体に対して定期的な周知に努め、各自治体において申請者に対する
積極的な周知が行われるよう働き掛けを行うほか、関係者への広報を行う。

加えて、国土交通省及びデジタル庁は、運用状況の定期的なフォローアッ
プを実施し、当該状況を踏まえて必要に応じて新たな取組みを行う等の運用
改善を行うものとする。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
ぴったりサービスの標準様式の提供	■	■	■	■																	国土交通省
自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行 う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 関する法律施行規則の改正	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省
ぴったりサービスを用いたオンライン申請の周知の推 進及び導入促進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	国土交通省

事務連絡
令和7年12月18日

各市区町村 臨時運行許可業務担当部（局）御中

国土交通省物流・自動車局自動車情報課
デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

**マイナポータルの「ぴったりサービス」における
臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて**

臨時運行許可業務の推進については、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の地方分権改革に関する提案においては、臨時運行許可申請のオンライン化について提案が実施されたところです。

当該提案を受け、マイナポータルのサービス検索・申請機能（ぴったりサービス）において、臨時運行許可申請のオンライン化の促進に資する標準様式を令和7年12月25日にリリースすることになりましたので、お知らせいたします。

つきましては、臨時運行許可のオンライン申請における具体的な事務の運用について別紙のとおりお示しいたしますので、内容について十分御了知の上、「ぴったりサービス」によるオンライン申請を活用いただきますようお願いいたします。

臨時運行許可のオンライン申請における事務の運用について

1. 臨時運行許可のオンライン申請の目的

臨時運行許可申請について、デジタル庁が運営するマイナポータルのサービス検索・申請機能（ぴったりサービス※）を活用することにより、申請手続の検索・オンライン申請を可能とし、申請者の負担の軽減を図るものです。

ぴったりサービスを活用したオンライン申請の環境整備やその利用については、各自治体の御判断によるものですが、申請者の負担軽減等の観点から、積極的に御検討・御活用いただきますようお願いいたします。

※ 参照 URL <https://myrna.go.jp/search>

2. 対象となる手続

臨時運行許可申請（道路運送車両法第 34 条）

3. 臨時運行許可申請のオンライン化の実施方法

臨時運行許可申請についてぴったりサービスの利用を希望する場合には、マイナポータル申請管理操作マニュアル～サービス登録編 1.37 版の 25 頁「1. 手続を追加・削除する」をご参照の上、サービスメニューを追加ください。

4. 本人確認方法

臨時運行許可の手続では臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を受領する者の本人確認を行う必要があります。

このことから、オンライン申請を行った場合における窓口での本人確認については、以下のとおりの取扱いとします。

（1）申請者本人が番号標の受領者の場合

本人が番号標を受領する場合は、以下のいずれかの方法によって本人確認をお願いします。

①マイナンバーカードを利用した電子署名が行われている場合

電子署名の確認

②同電子署名が行われていない場合

マイナンバーカード等の本人確認書類の確認

（2）代理人が番号標の受領者の場合

代理人が番号標を受領する場合、代理人の身元を確認する必要があるため、窓口において、マイナンバーカード等本人確認書類の確認をしてください。

5. オンライン申請における添付書類の取扱い

申請に当たり必要となる添付書類（自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下同じ。）を除く。）は、その内容が確認できるものであれば、書類をスキャンした PDF や書類を撮影した画像でも受付可能です。ただし、各自治体の御判断により、窓口への出頭時等に原本の提示を求めても差し支えありません。

自動車損害賠償責任保険証明書については、電子データを添付したとしても、窓口における原本提示が必須となります。

なお、現在、「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正を検討しており、同施行規則が改正された後は PDF データ等の電子的提出によって原本提示を不要とすることが可能になります。

6. 留意事項

（1）マイナンバーカードの利用について

ぴったりサービスを用いた臨時運行許可申請の標準様式では、マイナンバーカードによる電子署名は必須ではありません。そのため、申請者はマイナンバーカードを用いずとも申請が可能です。なお、各自治体の御判断でマイナンバーカードによる電子署名を必須と設定することは妨げられておりません。

（2）法人による申請への対応

法人による申請の場合、当該法人の代表者や従業員が申請者となることにより、ぴったりサービスを用いたオンライン申請を行うことが可能です。

（3）番号標の郵送について

各自治体の御判断によって番号標の貸与及び返却を窓口ではなく郵送によって行うことも可能です。この場合、番号標の紛失、不正利用、未返却等のトラブルが生じないように適切な管理に努めてください。

（4）手数料のキャッシュレス納付について

ぴったりサービスでは、手数料のキャッシュレス納付にも対応しています。

オンライン申請と同時に臨時運行許可証の手数料に係るキャッシュレス納付を導入する場合は、決済代行事業者との契約が必要となるため、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当にお問い合わせください。

（5）オンライン申請の周知について

ぴったりサービスを含めたオンライン申請が積極的に活用されるよう、申請の URL を自治体ホームページにおいて申請者にわかりやすい箇所に表示するほか、臨時運行許可に関するリーフレット等へ申請の二次元コードを印字するなど、申請者に対し積極的に周知するようお願いいたします。

7. 問い合わせ先

本件に関するご不明点については、以下へお問い合わせください。

<臨時運行許可制度に関する事>

国土交通省物流・自動車局自動車情報課

電話番号：03-5253-8587

<ぴったりサービス、マイナポータル申請管理の操作に関する事>

ぴったりサービスヘルプデスク

電話番号：050-3818-2216

受付時間：月曜～金曜 9:30～18:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

E-mail：support@mail.oss.myna.go.jp

<ぴったりサービスの運用に関する事>

デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

E-mail：kiban.renkei@digital.go.jp